**行為許可申請・公共広場使用申請・有料公園施設使用申請の流れ**

　①各申請書をメールまたは直接組合事務所に提出していただきます。(FAXでの提出は不可)

　　その際、概要書や見取り図を必ず一緒に提出してください。

　②提出いただきました申請書を確認し、使用料金の算定・減免などの検討後に許可書を発行し

ます。その際に、申請者様にご連絡を差し上げます。

　③直接組合の事務所にお越しいただき、許可書のお渡しと使用料金のお支払い手続きを

行います。これで、使用申請の手続きは完了です。

**注意事項**

　①申請書は、原則使用日(利用日)の１週間前までに提出してください。

②申請日は、原則使用日の月付で提出してください。